

令和6年度市内いじめ・不登校に関する事案報告

1 令和6年度いじめに関する報告

《令和6年4月1日～令和7年3月31日》

(1) いじめ認知件数

(単位：件)

		小学校	中学校	合
いじめの認知件数	合計	14	4	18
上記のうち解消報告のあった件数	合計	12	3	15
[認知内容]		ア	ア	
		イ	イ	
		ウ	ウ	
		エ	カ	
		カ	キ	
		キ		
		ク		
		ケ		

(2) いじめの概要

ア 令和5年度はいじめ認知件数の小学校23件、中学校16件に比べると、令和6年度は小学校14件、中学校4件でともに減少。これは各校で取組んでいるいじめの未然防止・予防の取組によるものだと考えられる。

イ いじめが「解消している」状態とは「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たしている必要があるとしている。(出典：文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針) 令和6年度中に前述の条件を満たすことなく未解消のまま新学期を迎えている小学校14件中2件、中学校4件中1件の事案に関しては、新学年への引継ぎを確実にいき、継続した児童生徒の見守りと、解消に向けた取組を行っていく。

ウ また、解消案件についても、年度初めの児童生徒の様子や人間関係を丁寧に観察していくことで再発のリスクを減らすとともに新しい学級での居場所づくりと人間関係を良好に築いていくことに注意を払っていく。

(3) 令和7年度いじめの未然防止・予防に向けた取組

ア 各学校での取組

(ア) 学習活動や学校行事において、お互いを尊重し、認め合える人間関係の構築を目

標とした「絆づくり」・「居場所づくり」を推進する。そして、いじめは絶対に許されないこと、見逃してはならないこと、というメッセージをあらゆる教育活動において発信し、いじめを「しない・させない」意識を強く持つ学校づくりに取り組むことで、児童生徒にとって安心・安全に学べる「魅力ある学校づくり」を進める。

(イ) 各校の「学校いじめ防止基本方針」に沿って、全ての学校で学期に1回以上のいじめアンケートを実施し、内容に応じて聞き取りを行う。また、生活アンケート等も実施し、それを基に学期に1回以上、個人面談を行い一人一人の思いを掴む等、丁寧な児童生徒理解をしていくことでいじめの早期発見・早期解決につなげる。

(ウ) インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深める等の情報モラル教育を推進する。

イ 教育委員会の取組

(ア) 学校や教職員からの事案報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用等の支援策を講じる。

(イ) 事案に応じて、三重県教育委員会、亀山警察署、鈴鹿児童相談所、弁護士等の専門家等と連携し、いじめの早期解決を図る。

2 令和6年度の市内不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数（令和4年度～令和6年度） 単位：人

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	56 (40)	93 (56)	79 (39)
中学校	99 (42)	107 (44)	125 (40)
合計	155 (82)	200 (100)	204 (79)

※（ ）は新規不登校児童生徒数

(2) 教育支援センター等の通級状況

ア 亀山市教育支援センター通級児童生徒数（令和7年3月末現在） 単位：人

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
人数	1	0	2	3	1	5	3	5	9	29

イ フリースペースかめっこ通級児童生徒数（令和7年3月末現在） 単位：人

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
人数	1	0	0	3	2	4	0	2	1	13

ウ サークルルーム通級児童生徒数（令和7年3月末現在）単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来室者数	0	1	0	0	4	8	9	8	4	9	3	46	
新規来室数	0	1	0	0	2	0	1	1	1	1	0	7	

エ 校内教育支援センター通級児童生徒数（令和7年3月末現在） 単位：人

		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	実人数	10	15	19	12	16	22	20	15	19	27	16	191
	新規人数	10	7	6	1	6	4	3	0	2	0	0	39
	延べ人数	42	96	117	70	135	182	142	73	105	155	91	1208
中学校	実人数	33	30	39	35	55	47	46	36	39	55	44	459
	新規人数	33	6	11	5	16	8	2	1	3	12	2	99
	延べ人数	166	212	250	211	368	383	361	280	293	334	248	3106

(3) 不登校の概要

ア 令和6年度の不登校の状況については、前年度と比べて、小学校14人減、中学校18人増となった。不登校児童生徒数は、ここ数年で最も多い数となっている。

イ 新たに不登校になった新規児童生徒不登校数は小学校で39人、中学校で40人となっており、小学校、中学校ともに減少している。これは、令和6年度から、市内全校に設置された校内教育支援センターによる効果の一つだと考えられる。学校に行きづらい児童生徒や教室に入りづらい児童生徒にとって校内教育支援センターが安心・安全な居場所となっており、個別最適な学びの場となっている。

ウ 校内教育支援センターの充実や教室のみだけでなく、校内教育支援センター等、学校の様々な場が児童生徒にとって安心感・充実感が得られる活動の場となるよう努めることが今後も必要である。

エ 学校外に設置されている教育支援センターふれあい教室、フリースペースかめっこ、サークルルームが安心して通級できる場となり、自分のペースで学校か通級か選択し登校することができ、学校へのチャレンジ登校や放課後登校、別室登校等、学校との関係を深めることにつながった通級生が多くいた。不登校児童生徒にとって通級教室が、「学びの保障」の場となるとともに、家庭を出て他者との関わりを経験しながら、それぞれに合ったペースで自身の興味関心を広げることができる場になっている結果の一つであると考えられる。

オ 不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して進めていくことが重要である。そのために、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、連携を図っていく必要がある。

(4) 令和7年度不登校における取組

ア 各学校での取組

(ア) 不登校児童生徒支援コーディネーター及び校内教育支援センター支援員が核となり、教室に入りづらい児童生徒のための「校内教育支援センター」の充実を図り、落

ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整え、一人一人のニーズに応じた支援を今よりさらに進めていく。

(イ) 校内教育支援センターも含め、学習指導員による授業中の学習支援や放課後等を活用した学習指導の充実を図る。

(ウ) 将来の社会的自立に向け、学力保障や進路保障（就労支援も含む。）の面で、不登校の子どもや保護者を支援するため、教育支援センター指導員、生徒指導担当、進路指導主事、関係機関等が連携していく。

イ 教育委員会の取組

(ア) 市内8校に校内教育支援センター支援員を配置し、昨年度全校に設置した校内教育支援センターの充実を進めていく。

(イ) 学習指導員を配置することで児童生徒への学習支援につなげていく。

(ウ) 長期欠席・欠席気味の児童生徒を学習支援事業「学習教室」の参加対象にし、学びの継続と居場所づくりを行う。

(エ) 市立図書館内の初期対応教室サークルルームの運営状況を把握していき、更に効果的な活用を目指し子どもたちの多様な学びの場の一つとしていく。